

# 展望台

## 進む大転換

青山  
繁晴



祖国の要のかなめのひとつ、防衛技術のあり方が、敗戦後の歴史のなかで画期的な時代を迎えていると胸中で実感する関係者も少なくはないだろう。まず安倍政権は、偽善でつくられた壁に穴を開けた。何が偽善か。

日本が武器輸出三原則という名の実質的な禁輸を続けているうちに中国は安価な武器を模造品も含めてアジア全域に輸出した。これは人民解放軍が侵さずして諸国の軍を支配することにつながりかねない。これに抗あらがっているのは日本を別にすると、ベトナムぐらいだ。そこに日本が信頼性の極めて高い武器をフェアな価格で輸出していけば、アジアの平和に直接的に貢献する。

西暦2014年4月、安倍晋三首相は日本の武器輸出を解禁する「防衛装備移転三原則」を閣議決定した。これにより厳しい審査をクリアし、その武器の売却が国際社会の平和と日本の安全に寄与するならば輸出可能となった。巨大な転換だ。翌年10月には、武器輸出と同盟国との共同開発を新たに担う防衛装備庁を防衛省の外局として発足させた。

とはいえ当面は日本の防衛産業は苦勞する。何より日本の武器は価格が高い。

そして実戦経験がない。前者は中国製に、後

者はアメリカ製に大きく水をあけられている。

それでもこの大胆な新政策は、日本の武器のコストダウン、アメリカだけではなく英国などの協業拡大による実力の向上に次第につながっていくだろう。

そうであれば一方で日本の高度な機微技術や防衛装備品が不正に輸出されないかを、よりきちんと防ぐ必要が生じている。

その視点を根っこに据えて、ことし2017年の通常国会で成立したのが、<sup>がいためほう</sup>外為法の改正だ。

外為法は、日本の安全保障の土台をなす法体系の一角でありながら、国民にその意義があまり知られていない。ひとつには外為法という名称である。ある程度、理解するひとでもこれは外国為替、国内外のお金の行き来をめぐる法律じゃないかと思っている。田中角栄元総理らのロッキード事件（1976年）で有名になった法律だから、余計にいまだ、そのイメージがある。出発点はその通り、外貨をめぐる法だった。今でもその役割はある。だが中心は世界から狙われる日本の防衛技術を護ることに移っている。

不肖わたしは5月16日の参議院・経済産業委員会、外為法改正案について自由民主党の一員として質問に立った。

まず、いつものように「党利党略のためでなく、ただ国益のためにこそ質問いたします」と切り出した。そして「いわゆる外為法、正確に申せば外国為替および外国貿易法は、日本の安全保障にとって実は極めて重大な鍵を握る法律です。しかし…本当の機能、働きが十分に国民に理解されている、あるいは企業その他にも完全に理解されているかどうかというと安全保障の現場を歩いてきた立場から申しますと、疑問も残ります」と質問を展開していった。

これに対し世耕大臣は要点をしっかりと押さえた答弁をされた。そのポイントを整理してみると—（1）外為法は昭和24年に制定された当時、日本に外貨が乏しく、外貨の流出を食い止める目的だった（2）しかし、その後の経済成長に伴い資金の流れが自由化され昭和55年の改正で、特に対外取引については原則自由となっ

た（3）一方で、その頃から日本の工業技術が高度化し、機微技術が軍事技術に転用される懸念が高まった。そのため同じ改正で、安全保障に関わる輸出や投資は逆に管理を厳しくした。この時から外為法は、日本の安全保障の一端を担う法律となった（4）そして昭和62年に東芝機械ココム違反事件があり、罰則や行政制裁の強化、それに立入検査の範囲の拡大という法改正が行われた。

この大臣答弁は正確である。そして当時の通産省では安全保障のための貿易管理について体制が強化され、今では100名を超える専従職員が、まさしく日本の防衛を担う一員としての強い志をもって携わっている。

ではなぜ、今回さらに改正したのか。

中国や北朝鮮が日本の高度な機微技術にさらに関心を深め、軍事転用する恐れが拡大していることが背景のひとつだ。

改正のポイントは三つ。第一に、輸出入と技術取引の規制に違反した法人に10億円の罰金、あるいは目的物の価格の5倍の罰金、いずれか大きい方が科せられる（もし価格10億円なら50億円が罰金）。第二に、行政制裁も強化し、別法人を利用した制裁逃れの取り締まりを開始し、北朝鮮との輸出入の全面禁止など日本の独自制裁に違反した場合の行政制裁の期間を1年から3年へ延長する。第三に、外資による日本への直接投資について株式の売却を命令したり、事後措置を執れるようにした。わたしは、これら改正の意義を認めつつ厳しい質問をした。

例えば、大量破壊兵器関連の輸出違反をした法人は輸出入を3年禁止、これが今回の改正でも変わっていない。そこで「無期限禁止にし、同時に業者が不服申立てはできる制度の導入」を提案した。

今回の改正は原案通り成立した。だが、前述のように日本の武器輸出が前進していけば、より厳しい改正もあり得るだろう。わたしは質問の最後に法の名称変更も提案した。「<sup>ほうためあんほう</sup>貿為安法」などはいかがだろうか。

参議院議員